

とちぎ木材利用促進方針

平成 23 (2011) 年 12 月 7 日 制定

平成 28 (2016) 年 10 月 13 日 改正

令和 5 (2023) 年 7 月 3 日 改正

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条及び栃木県県産木材利用促進条例（平成 29 年栃木県条例第 34 号。）第 12 条の規定に基づき、県内の建築物における木材の利用の促進及び県産木材*の利用の促進に関する基本的事項等を定めるものである。

第 1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

森林は、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など様々な公益的機能を有しており、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を通して、これらの公益的機能を持続的に発揮していくことが求められている。

また、森林から産出される木材は、断熱性、調湿性等に優れるなど、快適な生活空間の形成に貢献する建築資材であるだけでなく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有している。

このような特性を持つ木材の利用を促進し、併せて森林の適正な整備を推進することは、林業・木材産業の成長産業化のみならず、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

これらを踏まえ、県では、本方針に基づき、自ら整備する公共建築物等における木材の利用に率先して取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、第 2 以降に掲げる各種施策に取り組むものとする。

第 2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県は、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るため、トラス等の架構形式の工夫や木質耐火部材等の先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における木材の利用の促進

県、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他木材を利用する建築に携わる者は、住宅の整備主体に対し、住宅の木造化*及び木質化*に関する情報の提供に努めるとともに、建築の担い手の育成等を推進するものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

県は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、建築主となる事業者等に対し、積極的な周知に努めるものとする。また、事業者等から建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結の申出があった場合は、法の目的や基本理念並びに本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

なお、県が協定を締結した場合には、協定の内容等を県ホームページ等で公表するものとする。

4 公共建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号。）第 1 条各号に掲げる建築物とする。

(2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

ア 公共建築物に木材を利用することにより、公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できることから、公共建築物の木造・木質化[※]を促進するものとする。

イ 公共建築物の部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るなど、公共建築物の計画、設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、公共建築物の利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しつつ、トラス等の架構形式の工夫や木質耐火部材等の活用も含め、木材の利用の促進に努めるものとする。

ウ 公共建築物の木造・木質化に当たっては、当該建築物の用途、規模に適した木造・木質化が行われるよう、構造や架構形式等に求められる規格、性能等を有する木材の円滑な調達に向けて、施設計画の企画段階から準備を行うなど、長期的な計画をもとに設計や調達を行うものとする。また、一般流通材では対応できない特殊な規格の木材を使用する場合や、自己所有林の木材を伐採、製材して使用する場合など、木材の調達に特殊性が伴う場合には、木材の調達と建築工事とを分離して発注するなど、発注方法の工夫により、木材調達と建築工事の円滑な執行を図るものとする。

5 森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材の活用

公共建築物や民間の中大規模建築物の木造・木質化に当たっては、地域で調達可能な木材の規格や品質等を熟知した上で、建築物の設計・施工、木材の調達を行うことが重要であることから、建築物の発注者、設計者及び施工者は、地域の森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材の助言を活用すること等により、建築物への木材の利用の促進に努めるものとする。

6 木材の利用の促進の啓発

県は、関係団体と連携し、県民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、木材の利用の効果について県民への普及啓発を行うものとする。

また、建築物における木材の利用について広く県民の関心と理解を深めるため、関係団体と連携し、木材利用に関するイベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を実施することにより、木材の利用の促進に取り組むものとする。

第3 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 県が整備する公共建築物の木造・木質化の促進

- (1) 県が整備する全ての公共建築物において、木造化を促進する。特に、2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の公共建築物については木造化を原則とし、当該公共建築物の用途、利用形態、立地条件等を考慮した上で整備を進めるものとする。
- (2) 全面的な木造化が困難な場合は、当該公共建築物の用途、利用形態、立地条件等を考慮し、法令に定める構造、防火性能等を確保した上で、鉄筋コンクリート造や鉄骨造等との混構造により、構造躯体の一部木造化に努めるものとする。
- (3) 県が整備する全ての公共建築物において、積極的に木質化を図るものとする。
- (4) 木質化に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 内装制限を受けない建築物（校舎、体育館等）については、特に積極的な利用に努める。
 - イ 内装制限を受ける建築物については、一部（避難経路、火気使用室等）を除き通常の木材が使用可能であることから、床、腰壁部分の木質化に努める。
 - ウ 通常の木材が使用困難な建築物については、国土交通大臣が認定した防火性能を有する木材（不燃材料、準不燃材料、難燃材料）の使用に努める。
 - エ 壁面を木質化するときは、概ね壁面面積の30%以上となるよう努める。

2 使用する木材

(1) 県産木材の使用

木造・木質化を行う際に使用する木材については、県産木材とする。ただし、形状や構造性能等により、県産木材による調達が困難な場合は、この限りでない。

(2) 構造材の規格

構造材については原則JAS材又はJAS相当材とし、品質、寸法精度、含水率等について一定の基準を満たす木材とする。

なお、JAS相当材は、次のいずれかを満たすものとする。

- ア 栃木県木材業協同組合連合会の格付士により評価（目視等級区分）された木材
- イ 公的機関又は認定されたグレーディングマシン（性能評価機器）により評価（機械等級区分）された木材

(3) 木材の選定に当たっての留意事項

- ア 本県の特徴である無垢材を基本としつつ、建築物の規模や用途等に応じて、柱・梁桁等軸材料、壁・床・天井パネル等面材料、集成材、CLT、耐火部材等を適材適所に用いるものとする。
- イ 建築物の用途、構造（軸組、パネル、ラーメン等）、架構形式（トラス、張弦梁等）、接合部形式、内外装等の意匠等に適合する種類の木材を選定するものとする。

3 物品等への木材の利用

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）や消防法（昭和 23 年法律第 186 号。）等の法令、建築物の個別的性質から木材を使用できない場合であっても、机、椅子、書庫、展示台等の庁用物品や、名刺、名札等の物品として木材を利用することは可能であることから、県産木材の認知度向上への寄与も考慮しながら、木材の利用を促進するものとする。

4 公共土木施設等における木材の利用

(1) 治山・河川・公園施設などの公共土木施設等については、施設の特質や用途に応じ、木材の特性を活かしながら県産木材の利用の促進を図るものとする。

(2) 県が整備する公共土木施設等のうち、県産木材の利用の促進を図る施設は次のとおりとする。

ア 自然・都市公園施設

イ 観光施設

ウ 道路・林道施設

エ 治山施設

オ 河川・砂防施設

カ 農業土木・水利施設

5 木質バイオマスの利活用の促進

県は、公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、当該公共建築物の用途や利用形態等を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入の促進を図るものとする。

6 庁内の推進体制

県は、県産材需要拡大推進会議を開催し、木材の利用の促進に向けた連絡調整を図るものとする。

7 環境に配慮した木材調達の推進

木材の調達は、「栃木県公共事業環境配慮指針」及び「栃木県グリーン調達推進方針」に基づき行うものとする。

第 4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

森林所有者、林業事業者、木材産業事業者その他木材の供給に携わる者は、各々連携しながら、林業の生産性の向上、木材需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進などをおして、木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

2 木材製造の高度化に関する事項

県は、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるものについて、製造に係る技術及び製造に要する費用の低廉化に資する技術の普及を促進するものとする。

3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

県は、中大規模建築物分野の木材需要創出を促進するため、マーケットニーズに対応した新用途部材・新製品の開発促進と技術支援を推進するものとする。

第5 その他建築物における木材の利用の促進に関する事項

1 市町方針の作成に関する事項

県は、市町が法第12条に基づき市町方針を定める場合においては、当該市町の区域内の建築物における木材の利用の促進のために講ずべき施策等について、本方針に即して具体的に記載できるよう、当該市町に対して必要な支援を行うものとする。

なお、市町が整備する公共建築物における木材の利用の目標については、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分等を明確にするなどにより、具体的な記載について留意する。

また、市町以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、これらの建築物の整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 補助事業における木材の利用の促進

県は、市町及び民間法人等が県の補助を受けて整備する建築物等について、第3に即し、県産木材の利用に十分な配慮がなされるよう求めるものとする。

※用語の定義

用語	定義
県産木材	原料となる素材が栃木県産であり、その産地証明がなされた木材をいう。
木造化	建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、桁、壁、床等）が木造であることをいい、集成材やCLT等による木造を含む。
木質化	建築物の内外装等に木材を用いることをいう。
木造・木質化	木造化及び木質化のことをいう。